　　年　　月　　日

　山陽小野田市長　様

所 在 地

名　　称

代表者名

（押印不要）

通 知 書

下記のとおり、建設業法第２０条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

□主要な資機材の供給の不足もしくは遅延または資機材の価格の高騰

　　（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第１号）

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

□特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（建設業法施行規則第１３条の１４第２項第２号）

発生するおそれのある事象※：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

（注）１.本通知書については、建設業法施行規則第１３条の１４第２項に規定する事象が発生

するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが

認められない場合は、提出を求めるものではありません。

２．本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方

の決定）から契約締結（議会の議決に付するべき契約については仮契約の締結）まで

に提出するものとします。

３．「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通

常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主

体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付け

られた情報を用いてください（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。）。

４．本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第２０条

の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し

出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライ

ド条項の運用基準等を含みます。）に基づき対応を行うものであることに留意してく

ださい。

５．本通知書を提出していない場合であっても、請負契約の規定に基づき、請負契約の

変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。